第1期中期目標期間終了時の積立金の第2期中期目標期間への繰越承認について(案)

資料1-2

1 制度の概要

- 〇 中期目標期間終了時において積立金があるときは、設置団体の長の承認を受けて次の中期目標期間に係る中期計画に定めるところにより、次の中期目標期間の業務の財源に充てることができる(法第40条第4項)
- 設置団体の長は、法第40条第4項の承認に当たっては、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない(法第40条第5項)
- 〇 地方独立行政法人は法第40条第4項の承認を受けた額を除く残額は、設置団体に納付しなければならない(法第40条第6項)

2 繰越承認の考え方

第1期中期目標期間終了時の積立金のうち、次について第2期中期目標期間への繰越を認める。

- ① 第1期中期目標期間において経営努力分として承認された目的積立金の残額
- ② 平成26年度財務諸表の当期末処分利益のうち、経営努力と認められる額(目的積立金相当額)
- ③ 第1期中期目標期間終了時積立金のうち、現金の裏付けのない額
- ④ 会計基準第81条により、中期目標期間の最後の事業年度の期末における運営費交付金債務が、全額収益に振り替えられた額

3 繰越承認案

